

平成 26 年 3 月 6 日

会 員 各 位

(公社)広島県宅地建物取引業協会
会 長 見勢本 浩 一
広報育成・指導委員会
委員長 村 石 雅 昭
【 公 印 省 略 】

契約書の変更について

(県協会作成契約書の廃止及び全宅連版契約書の使用について)

さて、当協会作成の契約書（売買契約書・建物賃貸借契約書・重要事項説明書等）については、簡素化・合理化が図られ、これまで、法律の改正やその他により、改訂作業を行い対応してまいりましたが、情報社会が進むにつれ、高度な知識を有する消費者も増え、不動産取引に関する契約業務は年々複雑多岐になってきており、宅建業者としてもその対応に苦慮することが多くなってまいりました。

また、今後民法改正も予定されていることから、今後は改訂作業を行わず当協会の書式を廃止し、契約書については全宅連版を使用することが、第 2 回理事会で決定いたしました。

つきましては、今後会員の皆様におかれましては、全宅連作成の契約書（売買契約書・建物賃貸借契約書・重要事項説明書等）を使用下さいますようお願いいたします。全宅連作成の契約書（全宅連版）につきましては、全宅連ホームページ (<https://www.zentaku.or.jp/>) からダウンロードして使用できます。

また、パソコン会員の方は、スマイミーからダウンロードできますのでパソコン会員専用ページをご覧ください。

なお、全宅連作成の契約書（全宅連版）の解説書として「新訂版 わかりやすい重要事項説明書の書き方」(頒価:1,800 円)、「新訂版 わかりやすい売買契約書の書き方」(頒価:1,600 円)が、全宅連ホームページから注文できますので併せてご案内申し上げます。